

『御文』における「五障三従」考

廣 瀬 惺

はじめに

蓮如の『御文』を読むとき、とくに親鸞との対比において、そしてまた今日の価値意識からして、容易に納得できないこと、あるいは問題と思われる点がいくつもある。そのことの一つが、『御文』によく出てくる「五障三従」の語である。この語をどのように受け止め、了解していけばいいのかは、今日『御文』を読んでいく上での問題であるといわなければならないであろう。そのようなところから、本論は、『御文』に見られる「五障三従」について若干の考察を試みようとするものである。

親鸞と蓮如

蓮如は、全二百二十一通⁽¹⁾の「御文」において、二十九通で、「五障三従」の語を用いている。「五障三従」の語が出ている「御文」は次のごとくである。

(帖内御文)

一の七・一の十一・二の八・二の十・二の十五・三の五・三の七・四の三・五の七・五の八・五の十五

(帖外御文)

十一・二十七・二十九・三十三・四十四・八十五・八十八・九十・九十七・百・百三・百四・百八・百九・百十・百二十五・百三十四・百三十六

この通数が多いのか少ないのかは別として、親鸞はどうかというところ、わずかに一度「五障」について述べているのみである。そして、「三従」については一度も述べていないのである。

すなわち、親鸞が「五障」について述べているのは、『高僧和讃』の「善導章」に一首あるのみである。それは、善導の『観念法門』に基づいて作られている次のごとき和讃である(ただし、『観念法門』には「五障」にあたる語はない)。

弥陀の名願によらざれば

百千万劫すぐれども

いつつのさわりはなれねば

女身をいかでか転ずべき（『定本親鸞聖人全集』第二卷和讃篇一〇九頁）

さらに、蓮如には女性の救いを説いている「御文」が数多くあるが、親鸞にはほとんど見られないことも注目させられる事柄である。親鸞には、今の和讃の他には、女性の救済を特別に取り上げているのは、『大無量寿経』の第三十五願、すなわち「女人成仏の願」の意をうたっている和讃においてである。次のごとくである。

弥陀の大悲ふかければ

仏智の不思議をあらわして

変成男子の願をたて

女人成仏ちかいたり（『定本親鸞聖人全集』第二卷和讃篇三八頁）

そのようにして、親鸞と異なって蓮如は女性の救済を特別に取り上げ、そのときに、「五障三従」の語を用いているのである。そして、さらには、そのことにとどまっていない。「五障三従」の語が用いられている「御文」として代表的な「御文」である五帖目第七通には、次のように記されている。

それ、女人の身は、五障・三従とて、おとこにまさりてかかふるふかきつみのあるなり。このゆえに、一切の女人をば、十方にまします諸仏も、わがちからにては、女人をばほとけになしたまうことさらになし。しかるに阿弥陀如来こそ、女人をばわれひとりたすけんという大願をおこして、すくいたまうなり。このほとけをたの

まずは、女人の身のほとけになるということあるべからざるなり。これによりて、なにところをももち、またなにと阿弥陀ほとけをたのみまいらせて、ほとけになるべきぞなれば、なにのようもいらす、ただふたごころなく、一向に阿弥陀仏ばかりをたのみまいらせて、後生たすけたまえとおもうこころひとつにて、やすくほとけになるべきなり。このこころの、つゆちりほどもうたがいなければ、かならず、極楽へまいりて、うつくしきほとけとはなるべきなり。さてこのうえにこころうべきようは、ときどき念仏をもうして、かかるあさましきわれらを、やすくたすけます阿弥陀如来の御恩を、御うれしき、ありがたさを報ぜんために、念仏もうすべきばかりなりと、こころうべきものなり。あなかしこ、あなかしこ。〔真宗聖教全集』第三卷五〇四頁〕

ここでは、「五障三従」の語の上にさらに、「おとこにまさりてかかるふかきつみのあるなり」と記しているのである。さらに同類の語は、五帖目第十四通にも、次のごとく見られる。

それ、一切の女人の身は、ひとしれずつみのふかきこと、上臈にも下主にもよらぬ、あさましき身なりとおもうべし。〔真宗聖教全集』第三卷五一頁〕

そのようにして蓮如は、多くの「御文」において女性の救済を取り上げ、その場合に「五障三従」の語を用い、さらには今日からするなら、女性蔑視ともとられかねない表現を用いているのである。それらのことを、どのように了解すればいいのであろうか。

「五障三従」の歴史的経緯

ここで、蓮如にまでいたる「五障三従」の語の歴史的経緯を簡単にたどっておきたい。

そもそも、「五障三従」という思想は、仏教以前の古代インドにおける女性蔑視の思想に基づいていることである。たとえば、インドの古典である『マヌ法典』には、「女子の義務」として次のような言葉が記されている。

幼年と青年と老年とを問わず女子は何事をも独立になすことを得ない、自分の家においても亦同じである。

幼年には父に従属すべく、青年にはその手を執りし（夫）に、夫の死後はその子に（従属する）、婦女は決して独立することを得ない。（日本印度学刊行会刊・中野義照編『マヌ法典』一三九頁）

このような女性蔑視の思想が、仏教にも取り入れられていったということである。ちなみに一例を上げれば、『法華経』には次のように説かれている。

爾の時に舍利弗、龍女に語って言はく、「汝久しからずして無上道を得たりと謂へる。是の事信じ難し。所以は何ん、女身は垢穢にして是れ、法器に非ず、云何んぞ能く無上菩提を得ん。仏道は懸暈なり。無量劫を経て勤苦して行を積み具さに諸度を修して、然して後に乃ち成ず。又女人の身には猶五障あり、一には梵天となることを得ず。二には帝釈、三には魔王、四には転輪聖王、五には仏身なり。云何ぞ女人速やかに成仏するとこ

を得ん。」と（『国訳一切経』法華部一二二頁）

また、同じく、龍樹の『大智度論』には、たとえば、次のようにある。

問うて曰く、女人をもはら仏は亦た化して道を得せしむ。何を持って独利丈夫と言ふや。

答えて曰く、男は尊く女は卑しきが故に。女は男に従ふが故に。男は事業の主たるが故なり。

復次に、五つの碍ありて、転輪聖王と釈天王と魔天王と梵天王と仏とに作ることを得ず。（『国訳一切経』釈経

論部一・六七頁）

このようにして、古代インドの女性蔑視の思想が仏教の経・論等に取り入れられていったのである。このあたりの詳細については、種々参考図書が出てるので、今は略すことにする。²⁾

ここで、一挙に飛ぶが、近く法然において「五障三従」の語をもって女性の救済が説かれている文を見ておきたい。法然は『無量寿経釈』において、『大経』の第三十五願「女人成仏の願」を釈している中で、「五障三従」の語について述べている。

第三十五願の解釈においては、まず、

今別にこの願あり、その心いかん。つらつらこの事を案ずるに、女人は障り重くして、明らかに女人に約せずは、即ち疑心を生ぜん。そのゆえは、女人は過多く障り深くして、一切の処に嫌われたり。道宣、経を引いて

云わく、「十方世界に女人ある処には、即ち地獄あり」と云々。（『法然全集』春秋社刊・巻一・九二頁）

と述べ、つづつて、

しかのみならず、内に五障あり、外に三従あり。(同右)

と述べて、その後、特に「五障」についての詳細な釈をほどこしているのである。そして、法然はさらに続いて、比叡山・高野山等のわが国における女人禁制の霊地をあげている。そして、その一段(五障三従および女人禁制の聖地をあげた一段)を、

ここによって往生その疑いあるべきが故に、この理を鑑みて、別にこの願あり(九七頁)と結んでいる。

そして、『大無量寿経』の第三十五願についての釈全体の結びとして、善導の『観念法門』の文を引いているのである。その文は、次の如くである。

乃ち弥陀の大願力によるが故に、女人仏の名号を称えて、正しく命終の時に、即ち女身を転じて男子となることがを得。弥陀接手し、菩薩身を扶けて、宝華の上に坐して、仏に随って往生し、仏の大会に入って無生を証悟す。また一切の女人、もし弥陀の名願力によらずば、千劫・万劫・恒河沙等の劫にも、終に女身を得転ずべからず。或いは道俗ありて云く、女人浄土に生ずることを得ずといわば、これは妄説なり、信すべからず(同右)以上のごとく、法然は、「五障三従」を取り上げ、また女人禁制の霊地をあげて、阿弥陀の本願が第三十五願をなぜ建立しなければならなかったのか、その願意を尋ねていっているわけであるが、その文脈全体の流れからしても、法然が「五障三従」を取り上げている意は、どこまでも女性の救済を明らかにしようとしたものであることは明瞭なことである。そして、そのことはとくに、最後の『観念法門』の引文の「或いは道俗ありて云く、女人浄

土に生ずることを得ずといわば、これは妄説なり、信ずべからず」という、その強い語調によっていよいよ明らかである。そこには、女性の救済を明らかにせずにはおれない、法然の強い意志が表明されているのである。

さてしかし、そうはいつても、『無量寿経釈』の第三十五願についての法然の釈が、今日の視点からするならば、多くの問題を孕んでいることも事実である。たとえば第三十五願に対する釈が、いきなり、

女人は障り重くして、明らかに女人に約せずは、即ち疑心を生ぜん。

という言葉をもって切り出されていることも、そしてまた、五障三従について、なんらその事実に対する批判的見解を持つことなく、そのまま受け入れていることも引っかかる場所である。そのことをどのように、了解すればいいのか。

それらの事柄について、月並みであるかもしれないが、その時代に、「女人は障り重くして」という通念に対して、あるいは「五障三従」の語について、批判的にとらえる視点がなかったとしか言えないのではないであろうか。そのように了解する以外にはない。そして、常にそのような限界性を持っているのが人間の思想であり歴史なのだとわがざるを得ないのである。その意味において、私には、それらのことを今日の時点に立ってあげつらって云々するよりも、今日の視点からすれば問題を抱えているとしても、そのような表現をもって、法然がなにを言おうとし、願いとしていたのか、その願いを受けとめていかなければならないのではないかと思われる。そして、そこから、では今日の時点で、法然が担った課題をどのように継承していくのかというかたちをもって、そのことが今日における我々の問題となってくるのではないであろうか。そのような立場に、私自身は立ちたいと思うのである。

ところで、蓮如であるが、蓮如が「五障三従」の語をもって女性の救済を明らかにしようとするについては、その先鞭となるものとして、今の法然の『無量寿経釈』、そして、それを受けてさらに詳細に記している存覚の『女人往生聞書』が指摘されている。そうであるならば、蓮如の「五障三従」をどのように了解するのかについては、私には、法然におけると同様の了解をする以外にないものと思われる。すなわち、蓮如はどこまでも、女性を蔑視する意においてではなく、女性の救済を明らかにする語として「五障三従」の語を用いたものと了解するのである。以下において、そのような基本的な了解の正当なることを、さらに論証したいと思う。

女性の救済を問題とした蓮如

先に、親鸞が特別に女性の救済を問題にしなかったのに対して、蓮如が特に女性の救済を問題にしたことを指摘した。親鸞が何故問題にしなかったのかについては、さらに考究を要するところであるが、今は、親鸞については置いておくことにする。で、ともかく、なぜ蓮如はそれほどに女性の救済を問題にしたのかということである。そのことについて考察を加えることが、蓮如における「五障三従」の語の意味するところを了解する上で重要な意味を持つと考えられる。

そこにすぐに想起されることの一つは、六歳での生母との別れである。六歳といえば、十分にそのときに繰り広げられた人間模様や母の置かれた立場、女性としての悲しみを蓮如が生の深部に焼き付けたことは間違いない。蓮

如は母が本願寺を出帆した十二月二十八日をもって母の命日として法要を勤め続け、さらに生涯母を尋ね続けている。そのような母への思いが、蓮如が女性の救済を取り上げていく基底をなしていることは十分に考えられるところである。

そして、今一つに、肉親の女性との度重なる死別が上げられる。最も身近な肉親を挙げても、妻四人・子供六人の計十人の女性との死別がある。次のごとくである。なお、括弧内の数字は、その時の蓮如の年齢である。

妻 如了(四十一)・蓮裕(五十六)・如勝(六十四)・宗如(七十)

子女 如慶尼(五十七)・妙意尼(五十七)・見玉尼(五十八)・了忍尼(五十八)・裕心尼(七十六)・如空尼(七十八)

それに対すれば、男性との死別は、長男の順如一人との死別があるのみである。そのようにして、度重なる肉親の女性との死別は、蓮如の生の内深くにとどまって、自ずからに女性の救いを課題とせざるをえなかったに違いないと思われるのである。

さらに蓮如が女性の救済を特に取り上げた理由を考えるに、蓮如が生きた室町時代が、社会の担い手として女性が進出してきた時代であったことが指摘されている。であるとすれば、いま一つの理由として、蓮如は時代を担う存在としての女性に着目したことが考えられるであろう³⁾。そこには、真宗の再興を願って生きた、組織人としての蓮如の面影がうかがえるところである。

そして、いま一つの理由として、女性に与えた「御文」の多くが、多屋の内方といわれる女性に与えられている

ことにおいて、門徒大衆と近く接して身の回りの世話をする女性の持つ教化における重要な位置に着目したことも考えられるであろう。⁽³⁾

そして、さらに、いま一つ考えられることは、蓮如は女性こそが仏法の機であるとの認識を強く持っていたのではないかということである。このことについては十分な確証はないが、「御文」全体からする印象である。しかし、このことは、浄土教の興起を説く『観経』が韋提希夫人をもって、浄土の正機としていることとの関わりにおいても、そのような了解が可能なのではないであろうか。この点について、作家の五木寛之氏は、

蓮如の視線は真っ直ぐに当時の民衆の中で、ひとときわ苦しみながら精神的救済を求めている女性たちの姿に注がれていたと思います。（『蓮如』岩波新書一六頁）

と指摘しているところである。

さて、そのようにして、蓮如が女性の救済を特に取り上げている理由として五つの理由を挙げたわけであるが、その中で、「五障三従」の語を使用する蓮如の意を考察する上で特に注目されるのは、最初に挙げた生母との生別、そして、十一人の肉親の女性との死別である。そのことに着目するとき、そのような悲しみを深く背負った蓮如が、女性の救済を打ち出していくについて「五障三従」の語を使用するに、女性に対する差別的な意をもって使用したとはとても考えられないのではないであろうか。たとえ、今日の時点からすれば、差別的な言辞のように受け取られるとしてもである。

そうではなく、蓮如は、当時「五障三従」といわれていた女性たちと同じところに自らも立脚して、女性に対し

て本願によって救われるべき存在としての機の自覚を呼び起こす言葉として「五障三従」の語を用いたのではないであろうか。真宗が明らかにし続けてきた法（真実）である本願は、客観的に在る真実ではない。どこまでも、時機の自覚を通して感得される真実である。そのことは、法然によって、

『往生要集』の序にも、「顕密の教法、その文ひとつにあらざ、事理の業因、その行これおほし、利智精進の人は、いまだかたしとせず、予がごときの頑魯のもの、たやすからむや。このゆへに念仏の一門によりて、経論の要文をあつむ、これをひらき、これを修するに、さとりやすく行じやすし」といふ。これらの証拠あきらめつべし、教をえらぶにあらざ、機をはからうなり。（西方指南抄『定本親鸞聖人全集』第五卷三三二頁）
といわれ、また親鸞によって、

濁世の道俗、善く己が能を思量せよとなり。（教行信証・化身土巻『定本親鸞聖人全集』第一卷二七六頁）
今の時の道俗、己が分を思量せよ。（教行信証・化身土巻『定本親鸞聖人全集』第一卷三二三頁）
等といわれているところである。であるとすれば、蓮如は自らも同じところに身を置いて、女性たちに対して、まさに本願によって救われなければならない機としての自覚を呼び起こす言辞として「五障三従」の語を使用したと言わざるを得ないのである。

蓮如が「五障三従」といわれる女性と同じところに自らの身を置いていたことを伺わせる、「御文」の言葉を挙げておきたい。まず、女人往生を説いている代表的な「御文」として先にあげた、五帖目第七通の、

かかるあさましきわれらを、やすくたすけますます阿弥陀如来の御恩を、御うれしさ、ありがたさを報ぜんた

めに、念仏もうすべきばかりなりと、こころうべきものなり

が、あげられる。さらに、続いていくつかあげておけば、次のごとくである。

三世の諸仏にすてられたる、あさましきわれら。凡夫女人を、われひとりすくわんという大願をおこしたまいて、五劫があいだこれを思惟し、永劫があいだこれを修行して、それ、衆生のつみにおいては、いかなる十悪・五逆・謗法・闡提のともがらなりというとも、すくわんとちかいましたして、すでに諸仏の悲願にこえずぐれたまいて、その願成就して阿弥陀如来とならせたまえるを、すなわち阿弥陀仏ともうすなり。〔真宗聖教全書〕

第三卷四四九頁)

「五濁悪世の衆生」というは、一切我等女人悪人の事なり。されば、かかるあさましき一生造悪の凡夫なれども、弥陀如来を一心一向にたのみまいらせて、後生たすけ給えともうさんのをば、かならずすくいますすべきこと、さらに疑うべからず。〔真宗聖教全書〕第三卷五〇三頁)

これらの「御文」において、蓮如は「われら」と称している。「われら」と称している限り、自らもその中の一人に含まれていることはいうまでもないことであろう。

これらの、「われら」という言葉については、蓮如がたまたま使っただけであるとの指摘を見聞するところである。しかし、私にはそのようには思われないのである。なぜなら、事実として同じ地平に身を置いていなければ、このような言葉が使えるはずがないと思われるからである。とくに『御文』は、それを書いた人が見えなくて、それゆえに文章の綾が意味を持つ性質の文ではなく、まさに蓮如という存在をイメージして読まれたものであ

る。とするならば、蓮如自身が、「われら」と呼ぶことの出来る地平に身を置いていたのでなければ「われら」の語は使えるものではない。そして、たとえ使ったとしても、全く意味をなさないのである。

そのように、「われら」として人々と共に生きた蓮如の姿勢を示すものとして、『蓮如上人御一代記聞書』の次の言葉を挙げておきたい。

仰せに、「身をすてて、平坐にて、みなと同坐するは、聖人のおおせに、「四海の信心のひとは、みな兄弟」と、仰せられたれば、われも、その御ことばのごとくなり。また、同座をもてあらば、不審なることをもとえかし、信をよくとれかしと、ねがうばかりなり」と、おおせられそうらなり。〔真宗聖教全書〕第三卷五四三頁

本願開顕の原則

いま、なぜ蓮如は女性の救済を課題としたのかということの確認を通して、蓮如における「五障三従」の語が、差別意識をもって使用されたものではなく、蓮如自身が、当時五障三従といわれた女性と同じ地平に身を置いて、女性たちに本願の機としての自覚を促す言葉として使用したものであることを述べた。しかし、そのこと、すなわち同じ地平に身を置いて語ったということは、単に、蓮如が差別意識に立っていたのか否かという問題に止まる事柄ではなく、本願の仏教である浄土真宗において、根本的な事柄であるといわなければならないのではないか。

というのは、本願としての法（真実）は、上から下へというかたちでは決して伝わらないことを原則とする法だ

からである。説者と聴者との深い精神の交流を場として、はじめに開顕される法が本願だからである。

そのことは、本願が説かれている根本經典である『大無量寿経』が意を尽くして示しているところである。すなわち、浄土三部経の中での『大無量寿経』の序分の特徴は、発起序が長いということである。そして、それは何によるのかといえは、発起序に説かれている「菩薩嘆徳」といわれる一段、すなわち聴衆の徳が讃えられている一段に意が尽くされているところにあるのである。

すなわち、「菩薩嘆徳」との一段において、説者である釈尊の生涯（八相成道）が、聴衆である菩薩の徳として説かれているのである。その一端を記せば、次のごとくである。

みな普賢大士の徳に遵って、もろもろの菩薩の無量の行願を具し一切功德の法に安住せり。十方に遊歩して方便を行じ、仏法の蔵に入りて彼岸を究竟し、無量の世界において現じて等覺を成じたまう。兜率天に処して正法を弘宣し、かの天宮を捨てて、神を母胎に降す。右脇より生じて現じて七歩を行ず。光明顕耀にして普く十方無量の仏土を照らしたまう。六種に震動す。声を挙げて自ら称う。「吾当に世において無上尊となるべし」と。釈・梵、奉侍し、天・人、婦仰す、算計・文芸・射・御を示現して博く道術を練り群藉を貫練したまう。

後園に遊んで武を講じ芸を試みる。現じて宮中、色味の間に処して、老・病・死を見て世の非常を悟る。国の財位を棄てて山に入りて道を学したまう。服乗の白馬・宝冠・瓔珞、これを遣わして還さしむ。珍妙の衣を捨てて法服を着る。鬚髪を剃除したまひ、樹下に端座し勤苦したまうこと六年なり。（『真宗聖教全書』第一卷三頁）それは従来から指摘されているごとく、説者と聴者との深い感応、すなわち説聴一如を示す教説である。説者で

ある仏陀釈尊が聴衆に自己を見、また、聴者は釈尊と一体の感に住していることを示すものである。そのようにして、説くものと聴くものとの深い精神の交流の中で、同一地平に身を置いているところにのみ本願は顕現するのである。決して、上から下へ向かって説くというかたちにおいて、開かれるものではないのである。上から下へという方向において生み出されるのはファンであって、決して本願に生きる人ではないのである。

そのことはさらに、曾我量深によって次のように述べられているところである。

凡そ弥陀の本願は、六字の名号を所行の体として、全衆生界の宿業共感の大地の上に建立されたものでこれあるが故に、若不生者の誓約が虚偽ならず、現在に浄土得生の正信を成就し、五濁の娑婆を破壊せずして、而も茲に安樂浄土を象徴するを得て、自利利他円満し、絶対の平安と感謝の生活を得るのである。（高倉同朋の会

刊・『鸞音抄』三頁）

蓮如を縁として、たくさんの方々が本願に目覚めていった。そのことは、『蓮如上人御一代記聞書』に、蓮如を真宗再興の上人と称するゆえんとして次のごとく記されているところである。

明応三年十一月、報恩講の二十四日、あかつき八時におきて、聖人の御前参拝もうしてそろそろに、すこしねぶりそろそろうちに、ゆめともうつともわかず、空善、おがみもうし候うようは、御厨子のうしろより、わたをつつみひろげたるようなるうちより、上様あらわれ御出あるとおがみもうすところに、御相好、開山聖人にておわします。あら不思議やおもい、やがて、御厨子のうちをおがみもうせば、聖人、御坐なし。さては開山聖人、上様に現じましまして、御一流を御再興にて御坐候うと、もうしいだすべきと存ずるところに、慶

間坊の讃嘆に、聖人の御流儀、「たとえば、木石の、縁をまちて火を生じ、瓦礫の、鉋をすりて玉をなすがごとし」と、『御私記』のうえを讃嘆あるとおぼえて、ゆめさめてせうろう。さては開山聖人の御再誕と、それより信仰もうすことにせうらいき。（『真宗聖教全書』第三卷五三五頁）

であるとすれば、蓮如は人々と同じ地平に身をおいて生きようとしたといわなければならないであろう。そうでなければ、本願開顕の原則において、本願に生きる人を生み出す事はできなかったのである。そしてそのことは、蓮如が「五障三従」の語をもって語りかけた女性についても、同様であるといわなければならないであろう。

註

- (1) 稲葉昌丸氏『蓮如上人遺文』（法蔵館刊）による。
 - (2) 岩本裕氏『仏教と女性』（第三文明社刊）・『女人往生』（本願寺出版社）・蓑輪秀邦氏「仏教と女性」（東本願寺刊）『同朋』平成七年七月号から八年四月号にかけて掲載）等。今の論述も、これらに基づく。
 - (3) 『真宗』（東本願寺刊）平成八年八月号における、脇田春子氏と池田勇諦氏との対談参照。
 - (4) 蓑輪秀邦氏「仏教と女性」参照。
- （引用文については、必要がない限り『真宗聖典』（東本願寺刊）によった。）